WELLNET

第34回
定時株主総会
招集ご通知

日時　平成28年9月28日（水曜日）午後 2 時
※株主総会開催前午後１時から経営報告会を開催いたします。

場所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５

目　次

第34回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	4
計算書類	39
監査報告書	50
株主総会参考書類	54

ウェルネット株式会社
証券コード　2428

証券コード　2428
平成28年９月７日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町一丁目１番７号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長　宮　澤　一　洋

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年９月27日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年９月28日（水曜日）午後２時
※株主総会開催前午後１時から経営報告会を開催いたします。

２．場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第34期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

４．議決権行使についてのご案内
２頁～３頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

経営報告会のご案内

当社は、株主様のご要望にお応えし、株主様向けの経営報告会を午後1時より同会場にて開催いたします。当社の活動内容・戦略などに関してご説明申しあげますので、この機会に是非ご参加いただきますようご案内申しあげます。

◎　昨年より、株主総会並びに経営報告会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　当日の受付開始時間は午後０時30分を予定しております。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.well-net.jp/)において修正後の事項を周知させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

1．郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年９月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

2．インターネットによる議決権行使の場合

⑴　インターネットによる議決権行使方法について

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.evote.jp/

※「ｉモード」は株式会社ＮＴＴドコモ、「ＥＺｗｅｂ」はＫＤＤＩ株式会社、「Ｙａｈｏｏ！」は米国Ｙａｈｏｏ！Ｉｎｃ．の商標または登録商標です。

②インターネットにより議決権を行使される場合は、平成28年９月27日（火曜日）午後６時までに、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

③株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

④今回ご案内する「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

⑵ 議決権行使サイトについて

①パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、ｐｒｏｘｙサーバーをご利用の場合、ＴＬＳ暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

②携帯電話による議決権行使は、ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、ＴＬＳ暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

③インターネットによる議決権行使は、平成28年９月27日（火曜日）の午後６時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

⑶ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

⑷ インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　０１２０－１７３－０２７（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、先行きへの慎重な見方が増しており、個人消費は消費マインドに足踏みがみられ、力強さに欠ける状況が続いています。一方、当社の事業が立脚する非対面決済市場においては、スマートフォンの普及等の影響もあり、引き続きＢtoＣ市場は持続的な成長を続けているほか、ＣtoＣ市場も拡大が見られております。

このような情勢のもと、当社は平成25年８月に公表した「中期経営３か年計画（2013年７月－2016年６月）」に掲げられた目標を達成すべく、諸施策を推進・実行してまいりました。

この中期経営３か年計画においては、重点施策を「次世代を担うビジネススキームの確立」、「カイゼン（機能拡充／システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の２つとし、これらの着実な実行を目指して活動してまいりました結果、「中期経営３か年計画（2013年７月－2016年６月）」の最終年度に当たる当事業年度の経営成績は、売上高10,529百万円（前事業年度比18.5％増）、営業利益2,054百万円（前事業年度比25.5％増）、経常利益は2,007百万円（前事業年度比32.1％増）、当期純利益は1,350百万円（前事業年度比44.0％増）となりました。また、ＲＯＥ（自己資本当期純利益率）は16.3％となりました。中期経営３か年計画において当初より目標として掲げていた最終年度における「営業利益20億円」、「ＲＯＥ15％」を達成することができました。

② **設備投資の状況**

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は278百万円であり、その主なものは、情報処理サービス提供目的のソフトウェア及びサーバー設備及びその附属装置であります。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

⑵ **中期経営３か年計画　取組テーマごとの検証**

Ａ．次世代を担うビジネススキームの確立

1）バスIT化プロジェクト

当社は2001年３月、日本で初めて都市間高速バスチケットのコンビニ発券サービスを開始、以来国内100社以上のバス事業者様にこのサービスをご導入いただきました。

そのシステム、運用、及び営業基盤をベースとし、最新テクノロジーを具体的な形としてバス事業者様、ご利用者様双方のお役に立てるプラットホーム化の作業が“バスIT化プロジェクト”です。急速に普及したネット接続スマートフォン・タブレット端末を活用し、それまでできなかったことを可能にするしくみを開発・投入いたしました。

具体的にはお客様がスマホアプリから行きたい場所へ行くバスを探し、そこからそのままチケットを購入できるサービスのリリース、始発バス停を発車した後でもバスチケットを販売できる、いわば販売機会を極大化できるしくみ、航空・Jリーグなどで培ってきた電子認証のノウハウを高速バスに車載する安価なタブレット端末で実現するしくみなどを開発し投入いたしました。個別のバス事業者がそれぞれ開発すると成り立たないスキームを当社が一括して開発、その共通プラットホームをバス事業者様に変動費化してご提供いたしました。普及拡大はまだこれからですが確実な手応えを感じております。

2）コンシューマ向けサービスの開発・提供

当社の決済サービスのコアである事業者の代金回収に加え、支払者側に便利なコンシェルジュ機能を提供するスマホアプリの開発を進めてまいりました。開発が当初予定より遅れましたが、今期（平成29年６月期）には投入できる目途が立ちました。

B．カイゼン（機能拡充／システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）

1）バリュートランスファープラットホームの機能拡充（既存サービスの拡充）

従来の収納代行・ネットDE受取サービス（銀行振込サービス）に加え、コンビニ店頭で現金の受け取りができるサービス、およびAmazonギフトで受け取ることができるサービスを開始いたしました。

ほかにも大学入試向け電子決済の拡充、紙の請求書の発行を事業者がシステム開発を行うことなく電子化できコストダウンできる“ペーパーレス化”プロジェクト等、期中に見えてきたビジネスチャンスにもできる限り素早く対応をしてまいりました。

2）システム安定運用／コストパフォーマンス向上

当社システムは既に社会インフラになりつつあり、システムの安定稼働を重要課題として取り組んでまいりましたが、予想以上のトラフィック増加にシステム増強及び社内体制が追いつけず、2015年10月に大規模障害が発生、関係者に多大なご迷惑をおかけすることとなってしまいました。その反省から、抜本的な社員の再教育、更には増加し続けるトラフィックに対応するためのシステム増強、社内体制の整備への取り組みを加速させました。

一方で、何よりも安定稼働をプライオリティNo.1としていることから、並行して進める予定であった「原価構成分析システム」の活用は今後の課題として残りました。

C．地域貢献活動

北海道の高等専門学校に通う経済面で苦労する学生向けに１億円の“ウェルネット奨学金”を設立し、2016年３月末までに約30名の学生に約700万円を支援いたしました。支援を受けた学生からは数多くの感謝のお手紙をいただき、それにより逆に当社が励まされる、素晴らしい学校との関係が構築できました。

社会貢献活動は継続させることが何よりも重要との考え方より、2016年６月期には更に6,000万円を積み増しました。今後も一市民として地域社会への貢献を継続してまいります。

⑶ 対処すべき課題

【新中期経営５か年計画　基本方針】

当社は主として非対面決済及びその周辺を事業ドメインとし、その中で確立したノウハウと実績により業績を伸ばしてまいりました。非対面決済市場は今後も一定の伸長を見込んでおり、引き続き現状のビジネススキームの維持発展を継続してまいります。

当新中期経営５か年計画期間中においては、フィンテックの急速な進展、実用化が見込まれ、またIoTの利活用が始まるなど、当社を取り巻く大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための投資を積極的に行うことで、最終年度には経常利益50億円を目標とした成長戦略を実行してまいります。

【新中期経営５か年計画の概要】

Ａ．ウェルネットの“フィンテックサービス”「支払秘書」をリリースします（2017年３月予定）

当社の事業収益の柱は“リアルタイムの現金決済”ですが、電子マネー・キャッシュレス決済が今後伸長する可能性が高いとみて、2011年に構想し、その後要件定義・開発を進めてきた電子マネーサービス「支払秘書」をリリースします。

スマートフォンアプリ「支払秘書」は、サーバ管理型電子マネーで以下の機能を持っています。

①提携銀行からリアルタイムに電子マネーをチャージできる
（他の収納機関からもチャージ可能）

②「秘書」のリマインド機能により支払の“うっかり忘れ”を防止でき、回収率向上にもつながる

サービスや商品を提供する事業者サイドから見ると購入と同時に即時決済されるようになるため、販売機会を逃しません。また今までコスト的に見合わなかったデジタルコンテンツ等の多頻度少額決済にも対応できるようになるとともに、最近ニーズが高まっているワンクリック決済への対応もできるようになります。更に、後払い決済領域事業者様は、従来の紙の請求書から電子請求に替わることにより請求書発行コストの低減メリットを享受できます。

本サービスの普及については、①既に当社決済をご導入頂いている事業者様への訴求、②提携銀行と共同で営業、③月間800万回に及ぶ決済時にコンシューマが利用する「（当社提供の）支払い方法案内画面」に新たな決済手段として表示、これにより支払秘書アプリのインストールを推進すると共に、④（特にコンシューマ向けの）積極的なプロモーションを行うことで、アプリの普及拡大を強力に推進してまいります。

体制面においては札幌事業所、営業部内に新たな専用チーム“フィンテックイノベーションチーム”、“イノベーション推進室”をそれぞれ設け一体感をもって課題を迅速に解決してまいります。「支払秘書」を強い意志をもって次世代の当社を代表する新たなサービスに育ててまいります。

B．バスIT化プロジェクトを積極的に推進いたします

バスIT化プロジェクトの基幹を担う“バスもり！シリーズ”の開発・投入・プロモーションを積極的に行います。

前期までに都市間高速バス向け認証用車載端末“バスもり！MONTA”、地図から探してそのままチケット購入できる“バスもり！ナビ”を投入してまいりましたが、今年は“バスもり！ナビ”を大幅に進化させたスマートフォンアプリ“バスもり！コンシェルジュ”を投入いたしました（2016年８月）。

スマホで全て完結できる便利なアプリ“バスもり！コンシェルジュ”の機能は以下の通りです。

①当社が既に取り扱っている100路線以上の都市間高速バス・空港連絡バスのチケットをスマホだけで簡単に購入できる

②いつも利用するチケットを“即買い”に登録すると、ワンクリックでチケット購入ができる

③“即買いモード”で購入したチケットはワンクリックで「次のバス」に変更可能（空港などの利用を想定）

④履歴一覧などからの購入もできる

⑤キャンセル手続きもスマホで簡単に行える

チケットも従来当社が手掛けてきたコンビニ発券に加え、スマホ画面に表示される電子チケットも加わり、24時間いつでもどこでも手元のスマホでチケット購入できるため、ユーザーの利便性が飛躍的に向上します。本アプリはインバウンド需要を見据え、日本語以外に英語、中国語に対応しております。

電子チケットの認証方法については、既に提供開始している車載用タブレット端末“バスもり！MONTA”に加え、「認証端末」がない場合には“電子もぎり”で認証できる機能を“バスもり！コンシェルジュ”に加えることで（2016年12月予定）ほとんどのバス路線に対応できるようになるため「電子チケット」の対象路線も拡大いたします。

最終的には、いかに多くのコンシューマにこのアプリを認知いただき、ダウンロードし、ご利用いただくかが収益化に向けて重要な要素となるため、“高速バスはスマホで買える”バスもり！コンシェルジュのプロモーションを積極的に展開してまいります。

C．オープンイノベーション

“IoT”,“フィンテック”等、当社の事業領域周辺では大きな変革が起きており、同時に大きなビジネスチャンスが広がっております。このチャンスを取り込むべく、リスクを恐れずに積極的な施策を行ってまいります。

具体的には様々な知見・技術を持つ大学・事業体・企業などとの連携強化によりこのビジネスチャンスに的確に対応いたします。

①ブロックチェーン技術を使った安全かつローコストなプラットホームの開発・提供を目指し、北海道大学と共同研究をスタートいたします。更にこの関係を深化させ具体的な成果物を生み出します。また、ブロックチェーン活用プラットホーム等社会インフラになり得る成果物が完成した暁には、オープンに参画いただけるしくみとすることで、社会貢献の一端を担ってまいりたいと考えております。

②ビッグデータ活用、イールドマネジメント、路線バスの可視化による需要喚起等、ＩＴ利活用によるバス事業及び地方創生に資する共同研究を国立情報学研究所と推進いたします。

③当社決済周辺プラットホームの開発・整備を行う企業との連携に取り組みます。

④特に金融サービスにおいては“セキュリティ”と“コストパフォーマンス”の両立が重要課題です。その課題解決には相当額の研究開発費を要するため、それらへの投資を目的としたＣＶＣ“ウェルネットベンチャーキャピタル”を立ち上げます。

D．システムの根幹を担う札幌事業所のレベルアップを図ります（2016年７月から３年間）

前期に発生した大規模障害の反省から、札幌事業所の体制を整備してまいりましたが、今期からは更にダイナミックなレベルアップを目的とした投資を行います。

① ＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社の支援を得て、札幌事業所社員のスキルを一気に引き上げます。

10名以上のスキルの高い技術者に札幌事業所に常駐いただき、本格的な品質管理部門を設立、システム開発からインフラ設計、運用に至るまで、当社社員と一つのチームになって実地教育を行っていただく、言わば“究極のＯＪＴ”によりレベルアップを図ります。

② 体制整備

前期まで札幌事業所の担当取締役は社長が兼任してまいりましたが、ＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社から高い技術力と知見、及び経験を持つ人材を招へいし、執行役員も１名から３名体制に増強、更に十分な知見を持つ顧問を付けるなど、できることはすべて行いレベルアップと「安定運用」を達成します。

③ クラウド化

従来型のインフラ構築手法では、激しく増加するトラフィックに対応しきれないとの判断の下、今後３年計画で柔軟なスケールアップ・分散処理ができるクラウドに移行いたします。これにより安定稼働とベストコストパフォーマンスの両立を目指します。

E．正しい企業活動を行う“ガバナンス”

当社は会社の存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレテー”として定め、実効性のあるガバナンスを目指しております。商材が変われども当社の根幹をなす行動哲学として社員へ浸透させてまいります。

（ウェルネットアレテー）

・“あったら便利なしくみ”を作り続けることで社会に貢献します。
・その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます。
・そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。

（ウェルネット社員アレテー）

・既成概念にとらわれず発想します。
・まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。
・議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。
・「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。
・実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。
・報告は正直、正確、迅速に行います。
・提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。
・清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。

【収益予想と株主還元（2016年７月から５年間）】

当社は2016年６月期までの３年間、100%株主還元を行ってまいりました。また、営業利益20億円、ＲＯＥ15%という意欲的な目標を達成できたことで、株主の皆様のご期待にもお応えでき、ご信頼いただけたものと存じます。

今期からの５年間は大きく変わる環境変化に的確に対応することで、もう一段高い企業価値創生に向けて積極的な投資をタイムリーに行ってまいります。特に今期からは従来のモノ・サービスを提供される事業者様との緊密な関係に加え、支払者側のコンシューマに直接タッチするためのスマホアプリを複数開始することもあり、それらサービスの認知、普及を目的としたプロモーション、人材の獲得および育成、システム能力向上、クラウド化など、業態変革のための投資は相当額に上り、また投資効果最大化のためには、時宜を得た素早い決断による果敢な投資が必要と考えます。また、Ｍ＆Ａについても当社の利益成長に貢献すると判断した場合には積極的に対応してまいります。

一方で、前年踏襲の年間予算も否定、基本ゼロベース予算とし、当社のリソース投入に個別に目を光らせることで会社の経費肥大化対策も行ってまいります。

さらに、取り扱うサービス・事業者の増加などにより曖昧になりがちな原価構成・収益構造を、サービス毎に可視化し分析できるようにして的確な判断を素早く行えるようにすることで、常に筋肉質の運用ができるようにいたします。

以上積極的な投資をタイムリーに行う方針により、2017年、2018年６月期の営業利益は10億～15億円程度となる見込みです。その果実としての経常利益目標を３年後の2019年６月期の30億円、５年後の2021年６月期50億円と設定いたします。なお、３年後30億円、５

年後50億円の経常利益は明確な目標ですが、既述のとおり現在訪れている大きなビジネスチャンスを目の前にして、“フィンテックサービス”関連などに大規模かつ機動的な投資を行うことをはじめ積極的にリスクをとる経営方針を決定したことから、2017年、2018年の営業利益については、新たなプロジェクトの進捗により、変動する可能性があります。

一方、このような積極的にリスクをとってもう一段高い企業価値創生に挑んでいく経営方針による株主の皆様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、今期からの３年間の配当性向を50%以上とし、一株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当いたします。この金額は対2016年６月期の（特別配当を除く）配当額37円※と比べて35%増となります。

※当社は2016年７月１日付で株式を二分割しております。

また、取組課題およびその進捗状況につきましては、株主の皆様、長期投資される機関投資家の皆様にはできる限り正確かつ丁寧に説明させていただくよう心掛けてまいります。

今後も当社はお取引先様、社員、株主の皆様に愛され、期待される企業を目指し、企業価値向上に努めてまいります。今後とも是非当社の積極果敢な挑戦にご期待ください。

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	単位	第 31 期 (平成25年６月期)	第 32 期 (平成26年６月期)	第 33 期 (平成27年６月期)	第 34 期 (当事業年度) (平成28年６月期)
売　上　高	千円	6,866,190	7,600,629	8,888,769	10,529,005
経　常　利　益	千円	1,420,946	1,488,937	1,520,194	2,007,938
当　期　純　利　益	千円	759,210	913,183	938,121	1,350,877
１株当たり当期純利益	円	37.82	46.26	48.37	71.91
総　資　産	千円	20,368,730	21,360,112	19,667,387	21,104,899
純　資　産	千円	7,997,479	8,194,642	8,218,263	8,485,515
１株当たり純資産額	円	397.23	419.22	428.10	453.37

（注）当社は、平成28年５月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年７月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。
上記「１株当たり当期純利益」・「１株当たり純資産額」は、第31期の期首に株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

⑸ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑹ 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

＜マルチペイメントサービス＞

コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。

あわせて、送金サービスをスムーズに行う「ネットDE受取サービス」や、「コンビニ現金受取サービス」も提供しております。

⑺ 主要な営業所及び事業所（平成28年６月30日現在）

本　　社	東京都千代田区内幸町一丁目１番７号　ＮＢＦ日比谷ビル26階
札幌事業所	札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目１番15号

⑻ 使用人の状況（平成28年６月30日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名増	歳	年
83	14	34.3	5.1

（注）使用人数は就業員数ですが、契約社員及びパート16名（年間の平均人員）を含んでおりません。

⑼ 主要な借入先の状況（平成28年６月30日現在）

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　27,312,000株

② 発行済株式の総数　9,700,000株

（注）平成27年８月31日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて100,000株減少しております。

（注）平成28年５月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年７月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、分割前の株式数を記載しております。

③ 株主数　4,279名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,191,400	12.8
日本マスタートラスト信託銀行（信託口）	528,900	5.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	498,600	5.4
株式会社三井住友銀行	464,300	5.0
CBNY−GOVERNMENT OF NORWAY	311,000	3.3
東京中小企業投資育成株式会社	306,800	3.3
株式会社北洋銀行	299,200	3.2
宮澤一洋	233,900	2.5
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	203,500	2.2
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	180,000	1.9

（注）１．当社は、自己株式384,979株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

２．持株比率は、自己株式384,979株を控除して計算しております。

３．当社が平成22年６月18日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が平成22年６月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、上記自己株式数384,979株には、平成28年６月30日現在において信託口が所有する当社株式97,000株を含めておりません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成23年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　208個

・新株予約権の目的となる株式の数
　20,800株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額
　１個当たり　　62,585円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　　１円（１株当たり１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
　１．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
　２．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１．記載の資本金等増加限度額から上記１．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間
　平成23年11月４日から平成63年11月２日まで

・新株予約権の行使の条件
　１．各新株予約権１個の一部行使は認めない。
　２．新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

3．当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
ａ．禁固以上の刑に処せられた場合。
ｂ．会社に重大な損害を与えた場合。
ｃ．相続開始時に、新株予約権者が下記４．に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
ｄ．新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。
4．新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）１名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5．新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人１名に限って、相続人において３ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6．その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	144個	14,400株	２人
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

ロ．平成25年５月21日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　155個

・新株予約権の目的となる株式の数
　15,500株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額
　１個当たり　　75,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　　１円（１株当たり１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

１．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１．記載の資本金等増加限度額から上記１．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間
　平成25年６月６日から平成65年６月５日まで

・新株予約権の行使の条件

１．各新株予約権１個の一部行使は認めない。

２．新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

３．当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。

ａ．禁固以上の刑に処せられた場合。

ｂ．会社に重大な損害を与えた場合。

ｃ．相続開始時に、新株予約権者が下記４．に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。

ｄ．新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4．新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）１名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

5．新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人１名に限って、相続人において３ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

6．その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	134個	13,400株	３人
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

ハ．平成25年９月26日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　85個

・新株予約権の目的となる株式の数
　8,500株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額
　１個当たり　　137,992円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　　１円（１株当たり１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
　１．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
　２．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１．記載の資本金等増加限度額から上記１．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間
　平成25年10月16日から平成65年10月15日まで

・新株予約権の行使の条件
　１．各新株予約権１個の一部行使は認めない。
　２．新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
　３．当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
　　ａ．禁固以上の刑に処せられた場合。
　　ｂ．会社に重大な損害を与えた場合。
　　ｃ．相続開始時に、新株予約権者が下記４．に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
　　ｄ．新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4．新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）１名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

5．新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人１名に限って、相続人において３ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

6．その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	73個	7,300株	３人
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

ニ．平成26年９月26日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

49個

・新株予約権の目的となる株式の数

4,900株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　　135,800円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　１円（１株当たり１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

１．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１．記載の資本金等増加限度額から上記１．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月16日から平成66年10月15日まで

・新株予約権の行使の条件

１．各新株予約権１個の一部行使は認めない。

２．新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

３．当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。

ａ．禁固以上の刑に処せられた場合。

ｂ．会社に重大な損害を与えた場合。

ｃ．相続開始時に、新株予約権者が下記４．に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。

ｄ．新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4．新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）１名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

5．新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人１名に限って、相続人において３ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

6．その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	49個	4,900株	３人
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成25年８月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,400個

・新株予約権の目的となる株式の数

340,000株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　　1,300円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　94,000円（１株当たり940円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

１．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１．記載の資本金等増加限度額から上記１．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成25年９月４日から平成30年９月３日まで

・新株予約権の行使の条件

1．新株予約権者は、下記（ⅰ）及び（ⅱ）に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）平成26年６月期の営業利益が14.5億円を超過した場合及び平成27年６月期の営業利益が15.5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20％まで

（ⅱ）平成27年６月期の営業利益が15.5億円を超過した場合及び平成28年６月期の営業利益が20億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の100％

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3．新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員及び使用人等の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社取締役（社外取締役を除く）	1,252個	125,200株	３人
当社使用人	1,315個	131,500株	37人

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年６月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮澤　一洋	
取締役	滝島啓介	営業部長
取締役	猪飼俊哉	管理部長
取締役	小澤幹人	弁護士（弁護士法人港国際法律事務所所属） 株式会社エイトレッド社外監査役
常勤監査役	栗山浩一	株式会社国際デザインセンター社外監査役
監査役	埴原義夫	正栄食品工業株式会社社外取締役
監査役	赤澤正通	

（注）１．取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。
２．監査役全員は、社外監査役であります。
３．常勤監査役栗山浩一氏及び監査役埴原義夫氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役小澤幹人氏並びに監査役栗山浩一氏、埴原義夫氏及び赤澤正通氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
５．当社は、平成27年９月28日開催の第33回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を１名選任しております。
補欠監査役　　森　俊明
６．当事業年度中の取締役及び監査役の異動はありません。
７．当社は執行役員制度を導入しています。平成28年６月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
執行役員	滝島啓介	営業部長（※）
執行役員	猪飼俊哉	管理部長（※）
執行役員	柿木友彦	札幌事業所長

（注）※印の各氏は、取締役を兼務しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取　　締　　役	4名	80,310千円	うち社外1名5,550千円
監　　査　　役	3名	10,800千円	うち社外3名10,800千円
合　　計	7名	91,110千円	

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会決議において年額200,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成23年9月23日開催の第29回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・ストック・オプションによる報酬額8,500千円
（取締役3名に対して8,500千円（うち社外なし））

ロ．社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役小澤幹人氏は、弁護士（弁護士法人港国際法律事務所所属）及び株式会社エイトレッドの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役栗山浩一氏は、株式会社国際デザインセンターの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役埴原義夫氏は、正栄食品工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
取締役	小澤幹人	当事業年度に開催された取締役会23回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
常勤監査役	栗山浩一	当事業年度に開催された取締役会23回全て、監査役会16回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について、必要な発言を行っております。
監査役	埴原義夫	当事業年度に開催された取締役会23回全て、監査役会16回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、適宜発言を行っております。
監査役	赤澤正通	当事業年度に開催された取締役会23回全て、監査役会16回全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、平成27年９月28日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、新たに同株主総会において新日本有限責任監査法人が会計監査人に選任されました。

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,600千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,600千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けたものである場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分の内容

・３か月の業務の一部停止

契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務管理体制の改善命令

ハ．処分の理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

⑸ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という４つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭に置いた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、経営会議、全体会議、プロジェクト会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあたっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による迅速な意思決定を旨として、月１回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長等（管理部長または管理部長が指定する外部専門家）に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社は、企業集団を形成しておりませんが、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会または監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会または監査役に報告を行います。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の内部統制システムに基づき、第34期事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

①重要な会議の開催状況

当期（平成27年7月から平成28年6月）の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は23回開催され、社外取締役・社外監査役も含めて、全会全員が出席し、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起に対する検討・意思決定を行っております。また、経営会議規程に基づき、毎月、経営会議が開催され、業務・業績進捗状況の確認・分析・対応戦略、新規サービスに関する取り組み方針、投入リソースの効果確認等を審議し、リスク対応の迅速化を図ってまいりました。

当社の経営方針・業務推進状況・取締役会決定事項等は毎月社員全員出席のもと開催される全体会議にて周知徹底・共有化いたしてまいりました。また、全体会議においては、毎月、社外取締役・社外監査役からコンプライアンス等に関する講話が行われました。

②監査役の職務遂行について

常勤監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会・経営会議・全体会議等主要会議に出席し、業務執行が適切になされているかを確認し、監査役会にて情報共有してきております。また、内部監査室に同行・連携し業務監査を行い、その中で役職員との面談にも同席、幅広くリスク抽出を行ってまいりました。また、会計監査人と定期的及び随時、打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行ってまいりました。

③内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して期初、内部監査計画を策定し、全部門に対する業務監査を実施しました。また、社長からの指示に基づき、機動的な監査も行ってきました。

④主な教育・研修の実施について

社員全員が社内規程を常時参照できる状況を維持するとともに、コンプラアンスに関するＥ－ラーニングを定期的に実施し、社員全員の確認テストの合格を義務付け運営しました。また、その中で当社の社員の行動指針であるウェルネットアレテーを全員記載提出することも行ってきました。

以上、第34期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

⑺ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、当社の中核事業である収納代行事業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、多額の現金を保有しております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

ⅰ．財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成８年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なしくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行事業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。

そして、平成25年８月に公表した新たな「中期経営３か年計画（2013年７月～2016年６月）」において、更なる成長を目指しておりました。当社はＩＴの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺のサービスを充実させることにより継続的な利益成長を達成してまいります。

具体的な重点施策を、「次世代を担うビジネススキームの確立」及び、「カイゼン（機能拡充/システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の２つとし、これらにリソースを集中投入してまいりました。

中期経営３か年計画（2013年７月～2016年６月）の具体的な数値目標として、

・営業利益目標 平成28年６月期 20億円

・株主の皆様へ中期経営計画中の利益を100%還元

Ａ．中期経営計画中の配当性向を特殊要因は除き、従来の33.3%から50%に引きあげます。

Ｂ．税引後利益のうち、配当後残額のすべてを自己株式の取得・消却に充当していくことで利益の100％を株主の皆様へ還元いたします（現状保有する自己株式は売渡請求用の自己株式・株式給付信託J-ESOP等を除き消却し、新たに取得した自己株式はその用途を目標達成のためのストック・オプション等に限定し、その他は消却していきます。）。

・平成28年６月期ＲＯＥ目標 15％

成長戦略を着実に推進し、収益力を一層高める一方、株主様への配当額増加と自己株式の取得・消却を実施していくことにより、ＲＯＥの向上及びＥＰＳの増加を目指していきます。これらの諸施策により中期経営３か年計画最終年度（平成28年６月期）のＲＯＥ目標を15%以上とすることとしておりました。

当社は、株主様、社員、お取引先様との健全かつこれら関係者にメリットを出せる関係構築を今後も基本方針とし、着実に企業価値向上に注力してまいります。

また、当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。加えて、当社は会社としての存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレテー※”として定め、実効性のあるガバナンスを実現しております。

（※アレテーとはギリシャ語で「徳」、「優れたもの」、「卓越したもの」を意味します。）

（ウェルネットアレテー）

・“あったら便利なしくみ”を作り続けることで社会に貢献します。

・その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます。

・そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。

（ウェルネット社員アレテー）
・既成概念にとらわれず発想します。
・まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。
・議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。
・「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。
・実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。
・報告は正直、正確、迅速に行います。
・提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。
・清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。

ⅱ．基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に事業計画や代替案等を提示するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。本プランは基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環であります。

当社は、平成22年５月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成22年９月25日開催の第28回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。また、平成25年９月26日開催の第31回定時株主総会において、本プランの更新について承認を得ております。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の

利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

（注）対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げるものをいいます。

①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 上記の取り組みの次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として当社経営陣から独立した独立委員会を設置しており、実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

また、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（ご参考）

本プランは、有効期限が平成28年９月28日開催の第34回定時株主総会終結の時までとなっております。当社は平成28年８月18日開催の取締役会において、有効期間の満了をもって本プランを更新しないことを決議致しました。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【19,416,363】**	**【流動負債】**	**【12,398,289】**
現金及び預金	14,458,084	買掛金	555,037
売掛金	526,603	営業未払金	1,043,952
営業未収入金	529,068	未払金	283,858
有価証券	2,999,229	未払費用	18,024
商品	2,649	未払法人税等	433,632
仕掛品	9,051	前受金	4,943
貯蔵品	1,653	預り金	483,782
前払費用	22,194	収納代行預り金	9,566,090
繰延税金資産	46,833	その他	8,966
その他	820,994	**【固定負債】**	**【221,094】**
【固定資産】	**【1,688,536】**	株式給付引当金	31,240
（有形固定資産）	**(411,721)**	偶発損失引当金	64,002
建物	125,848	資産除去債務	6,845
構築物	915	長期未払金	119,007
工具、器具及び備品	109,854	**負債合計**	**12,619,384**
土地	136,266	**純資産の部**	
リース資産	89	科目	金額
建設仮勘定	38,746	**【株主資本】**	**【8,446,981】**
（無形固定資産）	**(531,113)**	**資本金**	**667,782**
ソフトウェア	530,268	**資本剰余金**	**3,509,216**
その他	844	資本準備金	3,509,216
(投資その他の資産)	**(745,701)**	**利益剰余金**	**5,263,446**
投資有価証券	507,521	利益準備金	22,010
出資金	25,000	その他利益剰余金	5,241,436
長期前払費用	41,670	特別償却準備金	4,695
差入保証金	48,562	別途積立金	3,160,000
繰延税金資産	99,702	繰越利益剰余金	2,076,740
その他	23,244	**自己株式**	**△993,464**
		【評価・換算差額等】	**【△593】**
		その他有価証券評価差額金	**△593**
		【新株予約権】	**【39,127】**
		純資産合計	**8,485,515**
資産合計	**21,104,899**	**負債・純資産合計**	**21,104,899**

損 益 計 算 書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**10,529,005**
売上原価		**7,483,623**
売上総利益		**3,045,382**
販売費及び一般管理費		**990,515**
営業利益		**2,054,867**
営業外収益		
受取利息	1,795	
有価証券利息	10,421	
受取配当金	802	
その他	4,154	**17,174**
営業外費用		
支払利息	29	
過年度消費税等	64,002	
その他	71	**64,103**
経常利益		**2,007,938**
税引前当期純利益		**2,007,938**
法人税、住民税及び事業税	694,173	
過年度法人税等	△17,033	
法人税等調整額	△20,078	**657,061**
当期純利益		**1,350,877**

株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	6,117	3,160,000	1,463,537	4,651,664
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					△1,529		1,529	－
税率変更に伴う特別償却準備金の増加					107		△107	－
剰余金の配当							△477,617	△477,617
当期純利益							1,350,877	1,350,877
自己株式の取得								－
自己株式の処分							△35,571	△35,571
自己株式の消却							△225,906	△225,906
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,421	－	613,203	611,782
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	4,695	3,160,000	2,076,740	5,263,446

	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△650,078	8,178,584	202	202	39,475	8,218,263
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		－				－
剰余金の配当		△477,617				△477,617
当期純利益		1,350,877				1,350,877
自己株式の取得	△630,284	△630,284				△630,284
自己株式の処分	60,992	25,420				25,420
自己株式の消却	225,906					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△795	△795	△348	△1,144
当期変動額合計	△343,385	268,396	△795	△795	△348	267,252
当期末残高	△993,464	8,446,981	△593	△593	39,127	8,485,515

個別注記表

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（利息法）

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）、平成28年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物、並びに、工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７年～39年
工具、器具及び備品	３年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑶ 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年

度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過したため、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

株式給付引当金……株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

偶発損失引当金……審判中の偶発債務（租税債務）に備えるため、平成26年6月期から当事業年度までの更正処分を受けた場合の納付見込額（加算税等を含む）を計上しております。

（追加情報）

当社は、従来より消費税法上の非課税取引に該当するものとして処理していたオンラインビジネスサービスに係る一部取引について、東京国税局による税務調査を受けた結果、課税取引に該当するとの結論となったことにより、平成27年４月27日付で、東京国税局より平成24年６月期から平成25年６月期までの２年間を対象とした更正通知を受領しました。当該調査対象期間に係る消費税追徴税額等及び法人税等還付金額については平成27年6月期に更正決定に従った処理をいたしました。

当社は、この更正処分を不服として、東京国税不服審判所に対して審査請求を行っております。従って、平成26年6月期以降、上記の取引については従来通り非課税取引として会計処理を行っております。

当事業年度末において審判手続の状況及び近年の国税不服審判結果の動向等を検討した結果、裁決は過年度に受けた更正決定と同様になる可能性が相当程度高くなってきていると想定せざるを得ないと考えられます。その場合、当社は訴訟を提起することを視野に入れておりますが、係争期間が長期にわたった場合、再度、税務調査により更正処分を受ける可能性があり、対象金額も多額になることが想定されます。かかる損失に備えるため、加算税等を含めた消費税の概算追徴税額64,002千円を営業外費用に過年度消費税等として計上し、同額を固定負債の偶発損失引当金として計上しております。

⑷ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

3．会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

4．追加情報

（株式給付信託）

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託（J-ESOP）（以下、「本制度」という。）を平成22年７月に導入いたしました。

⑴取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

⑵「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

⑶信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前事業年度90,647千円、当事業年度89,814千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前事業年度97,900株、当事業年度97,000株であり、期中平均株式数は、前事業年度98,271株、当事業年度97,336株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　620,837千円

(2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

6．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	9,800,000	－	100,000	9,700,000

（注）普通株式の発行済株式の株式数の減少100,000株は、平成27年８月31日付で実施した自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	345,554	263,125	126,700	481,979

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加のうち263,000株は、平成27年10月30日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、実施した自己株式の取得によるものであります。125株は、単元未満株の取得によるものであります。

２．普通株式の自己株式の株式数の減少126,700株は、平成27年８月31日付で実施した自己株式の消却による減少100,000株、ストック・オプションの行使による減少25,800株、株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少900株であります。

３．「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は平成22年６月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成28年６月30日現在において信託Ｅ口が所有する当社株式（当事業年度期首97,900株、当事業年度期末97,000株）を自己株式数に含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年9月28日定時株主総会	普通株式	477,617	50	平成27年6月30日	平成27年9月29日

（注）配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年9月28日開催予定の第34回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月28日定時株主総会	普通株式	745,201	利益剰余金	80	平成28年6月30日	平成28年9月29日

（注）配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	業績目標連動型ストック・オプション第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,400株	13,400株	256,700株	7,300株	4,900株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

（繰延税金資産）

未払事業税	27,674千円
その他	19,159千円
繰延税金資産（流動）の合計	46,833千円

固定資産

（繰延税金資産）

減価償却費	5,678千円
ソフトウェア	16,299千円
役員退職慰労金	36,190千円
過年度消費税等	20,763千円
その他	28,636千円
繰延税金資産（固定）の合計	107,567千円

（繰延税金負債）

特別償却準備金	2,052千円
その他	5,812千円
繰延税金負債（固定）の合計	7,864千円
繰延税金資産（固定）の純額	99,702千円

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やMMＦ等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部はその他有価証券であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,458,084	14,458,084	−
(2) 売掛金	526,603	526,603	−
(3) 営業未収入金	529,068	529,068	−
(4) 有価証券	2,999,229	2,999,229	−
(5) 投資有価証券	507,521	528,604	21,082
資産計	19,020,507	19,041,589	21,082
(1) 買掛金	555,037	555,037	−
(2) 営業未払金	1,043,952	1,043,952	−
(3) 未払法人税等	433,632	433,632	−
(4) 収納代行預り金	9,566,090	9,566,090	−
負債計	11,598,713	11,598,713	−

(注) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 未払法人税等、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
主要株主	日本政策投資銀行	－	－	自己株式の取得	629,885	－	－

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注）1．自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（TostNet-3）により取得しており、取引価格は平成27年10月30日の終値によるものです。

2．上記取引により、日本政策投資銀行は、関連当事者ではなくなりました。

13. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　453円37銭

⑵ 1株当たり当期純利益　71円91銭

（注）当社は、平成28年5月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成28年5月19日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

⑴ 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

⑵ 株式分割の内容

①分割の方法

平成28年6月30日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②効力発生日

平成28年7月1日

③分割により増加する株式数

普通株式　9,700,000株

なお、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、「13. 1株当たり情報に関する注記」に記載の通りであります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月12日

ウェルネット株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　井　克　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　本　千　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他事項

会社の平成27年６月30日をもって終了した前事業年度の計算書類及びその附属明細書は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類及びその附属明細書に対して平成27年８月12日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月18日

ウェルネット株式会社　監査役会

常勤監査役　栗　山　浩　一　㊞

監　査　役　埴　原　義　夫　㊞

監　査　役　赤　澤　正　通　㊞

（注）常勤監査役栗山浩一、監査役埴原義夫並びに赤澤正通は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は平成25年８月に公表した「中期経営３か年計画」（2013年７月－2016年６月）に掲げた数値目標として定めた「株主の皆様へ中期経営計画中の利益を100％還元」する方針に則り、中期経営計画中の配当性向を特殊要因は除き50％とするとともに、税引後利益の配当後残額のすべてを自己株式の取得・消却に充当していくこととしております。

中期経営計画の最終年度にあたる当期の配当につきましては、目標配当性向である50％を勘案した結果、1株あたりの普通配当を74円と致したいと存じます。

また、自己株式の取得額が税引後利益の残額に満たないことから、特別配当として６円の配当を加え、1株あたりの期末配当金を80円とし、当事業年度の剰余金の処分を以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき、80円（うち普通配当74円、特別配当６円）
　　なお、この場合の配当総額は、745,201,680円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年９月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社が決済周辺プラットホームの開発・整備を行う企業への投資を目的とした子会社及びファンドを設立し、投資事業を柔軟かつ機動的に行うことができるように、現行定款第２条（目的）につき所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1～12　条文省略） （新設） （新設） （新設） （新設） 13. 子会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する 14. 前各号に附帯する一切の事業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1～12　現行どおり） 13. ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資およびその養成 14. 有価証券の取得および保有 15. 投資事業組合財産の管理および運用 16. 経営コンサルタント業 17. 子会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する 18. 前各号に附帯する一切の事業

第３号議案　取締役５名選任の件

現取締役全員４名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、札幌事業所のガバナンス体制の強化を図るため、取締役１名を増員し、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	みやざわ　かずひろ 宮澤　一洋 （昭和35年２月24日生） 再任	昭和58年３月　東洋計器㈱入社 平成８年３月　㈱一髙たかはし入社 平成８年９月　当社取締役営業部長就任 平成21年９月　当社代表取締役社長就任（現任）	所有する当社の株式数 233,900株 取締役会への出席状況 23/23回
	【取締役候補者とした理由】 宮澤一洋氏は平成８年９月から当社取締役営業部長として、現在の当社の中核のビジネススキームを考案、推進、拡大してまいりました。また、平成21年９月の代表取締役社長就任以降は的確な経営判断により、当社の業績拡大及び東証一部上場企業としてのガバナンス面の強化を推進してまいりました。今後も新たな中期経営５か年計画を強いリーダーシップにより牽引していくことが期待できることから、取締役候補者といたしました。		
2	たきしまけいすけ 滝島啓介 （昭和47年９月22日生） 再任	平成８年４月　関東電子㈱（現丸紅インフォテック㈱）入社 平成18年８月　当社入社 平成21年７月　当社執行役員電子認証営業部長就任 平成21年９月　当社取締役電子認証営業部長就任 平成23年６月　当社取締役営業部長就任（現任）	所有する当社の株式数 5,900株 取締役会への出席状況 23/23回
	【取締役候補者とした理由】 滝島啓介氏は平成21年９月の当社取締役電子認証営業部長、平成23年６月の取締役営業部長就任以来、当社の営業部門を牽引し、当社中核事業の業績拡大、新規取引先の拡大の中心的役割を担ってまいりました。これらの経験及び実績を当社経営に引き続き活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		
3	いかいとしや 猪飼俊哉 （昭和35年７月１日生） 再任	昭和58年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成23年６月　当社入社執行役員管理部長就任 平成23年９月　当社取締役管理部長就任（現任）	所有する当社の株式数 24,100株 取締役会への出席状況 23/23回
	【取締役候補者とした理由】 猪飼俊哉氏は平成23年９月の当社取締役管理部長就任以来、当社の経理、財務、ＩＲ、総務、人事等管理部門全般を牽引し、当社管理体制の強化及びＩＲ体制強化の中心的役割を担ってまいりました。これらの経験及び実績を当社経営に引き続き活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th colspan="2">略歴、地位及び担当、
重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>芳西 崇（ほうにし たかし）
（昭和32年４月25日生）
新任</td><td>昭和58年４月　日本電信電話公社
（現日本電信電話㈱）入社
平成21年４月　NTTｱﾄﾞﾊﾞﾝｽﾃｸﾉﾛｼﾞ㈱勤務
平成28年６月　当社入社
札幌事業所　特命部長
平成28年７月　当社執行役員就任（現任）</td><td>所有する当社の株式数
-株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
芳西崇氏は日本電信電話株式会社においては技術ユニット長、ＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社においてはプロジェクト推進部門長など、システム開発等のマネジメント職を歴任し、情報通信技術、システム管理、品質管理、マネジメントに精通しております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>小澤 幹人（おざわ みきと）
（昭和52年８月20日生）
再任</td><td>平成17年11月　司法試験合格
平成19年９月　東京第二弁護士会登録
平成19年９月　佐藤総合法律事務所入所
平成21年６月　当社監査役就任
平成21年７月　港国際法律事務所（現弁護士法人港国際法律事務所）入所
平成21年９月　当社社外取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社エイトレッド社外監査役
弁護士法人港国際法律事務所所属</td><td>所有する当社の株式数
2,900株

取締役会への出席状況
23/23回</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
小澤幹人氏は平成21年９月の当社社外取締役就任以降、弁護士としての見識・経験及び他社役員としての経験も活かし、当社の取締役会において積極的な発言を行ってまいりました。また、弁護士としての見識を活かした助言、指導、全社員向けの会議におけるコンプライアンス等に関する講話など、管理体制強化に多大な貢献を行っております。これらの経験及び実績を当社コーポレートガバナンス体制強化に引き続き活かすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小澤幹人氏は、社外取締役候補者であります。
３．小澤幹人氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
４．当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。なお、小澤幹人氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、小澤幹人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
６．「所有する当社の株式数」については、平成28年６月30日現在の所有株式数を記載しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

社外監査役である赤澤正通氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

社外監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
佐藤元宏 （昭和22年2月21日生）	昭和49年10月　公認会計士２次試験合格 監査法人千代田事務所入所 昭和53年７月　公認会計士　３次試験合格 平成９年５月　中央監査法人　評議員就任 平成17年９月　中央青山監査法人　理事長代行就任 平成20年９月　新日本監査法人　常務理事就任 平成23年６月　同法人退職 公認会計士佐藤元宏事務所開設 所長就任（現職） （重要な兼職の状況） 前田建設工業株式会社　社外監査役 株式会社不二家　社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所　所長	所有する当社の株式数 -株
【社外監査役候補者とした理由】 佐藤元宏氏は公認会計士としての専門的知識、豊富な経験、複数監査法人の経営管理職を歴任されたほか、他社の社外監査役としての豊富な実績と経験を有しており、企業会計、監査業務に精通しておられます。これらの経験及び実績を当社コーポレートガバナンス体制強化、経営全般の監視に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．佐藤元宏氏は、社外監査役候補者であります。

３．佐藤元宏氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

４．佐藤元宏氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

会場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５



最寄駅　ＪＲ線(山手線･京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩１分
東京メトロ有楽町線　　有楽町駅 Ａ４ｂ出口より徒歩１分※
※地下通路で東京国際フォーラム地下１階と連絡しております。

ＪＲ線東京駅丸の内南口(徒歩５分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩５分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩５分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。